

別表

審査項目	事業実施計画の記載場所	評価項目及び配点基準	最大ポイント	ポイント	採点欄
事業内容及び実施方法	2 事業概要 7 期待される効果・波及効果	1 整合性・具体性 有機などの海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農業規制・衛生管理などに対応した生産・加工体制を構築し、事業の目的や趣旨と合致している提案内容であるか。加えて、輸出産地づくりの全体像がわかる計画となっているか。 ア 十分、事業の目的や趣旨と合致している提案内容、かつ、輸出産地づくりの全体像がわかる計画となっている 7点 イ ある程度、事業の目的や趣旨と合致している提案内容、かつ、輸出産地づくりの全体像がわかる計画となっている 3点 ウ 事業の目的や趣旨と合致している提案内容になっておらず、輸出産地づくりの全体像がわかる計画となっていない 欠格	7	7 3 欠格	
		2 整合性・具体性 過去の実組結果を踏まえた取組内容が記載されているか。 (PDCAサイクルのCheckがされた記載となっているか。) ア 十分記載されている 7点 イ ある程度記載されている 5点 ウ 記載されていない 欠格	7	7 5 欠格	
		3 生産・加工体制を構築という、「川上」の実組が記載されているか。 ア 「川上」のみ、又は「川上」から川下まで一体的な具体的取組となっている 3点 イ 「川下」のみ、又は「川上」から川下まで一体的な具体的取組となっていない 0点	3	3 0	
		4 産地間連携の実組を行っているか。 ア 都道府県域を超えた産地間での連携による取組である 3点 イ 都道府県域を超えない産地間での連携による取組である 2点 ウ 産地間での連携による取組ではないが、その取組が他の輸出産地やこれから輸出を目指す産地に影響を与える取組（横展開）である 1点 エ ア、イ、ウのいずれにも該当しない 0点	3	3 2 1 0	
		5 大ロットを確保するための取組となっているか。 ア 大ロットを確保するための取組が記載されている 2点 イ 大ロットを確保するための取組が記載されていない 0点	2	2 0	
		6 輸出商流に基づいた効率的な物流の構築に向けた取組となっているか。 ア 輸出商流に基づいた効率的な物流の構築に向けた取組が記載されている 2点 イ 輸出商流に基づいた効率的な物流の構築に向けた取組が記載されていない 0点	2	2 0	
		7 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に設定された重点品目を対象とした取組であるか。 ア 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に設定された重点品目を対象とした取組である 1点 イ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に設定された重点品目を対象とした取組ではない 0点	1	1 0	
		8 事業実施年度の直近5か年度以内において新たに輸出が解禁された国・地域及び解禁された品目について、輸出に取り組む記載があるか。 ア 記載がある。 イ 記載がない。	1	1 0	

審査項目	事業実施計画 の記載場所	評価項目及び配点基準	最大ポイント		
			ポイント	採点欄	
事業内容及び実施方法	4 実施スケジュール	9 計画性 事業実施期間を有効に使うスケジュールになっているか。 ア 具体的な取組内容と連動したスケジュールとなっている 2点 イ ある程度取組内容と連動したスケジュールとなっている 1点 ウ 具体的な取組内容と連動したスケジュールとなっていない 0点	2	2 1 0	
		10 綿密性 経費内訳書に輸出産地の形成に必要な経費（本事業により国庫の補助を受けて実施する取組及び経費を自己負担して実施する取組）が記載されており、精度の高い経費積算の根拠の記載がなされているか。 ア 具体的な取組やスケジュールと連動し、輸出産地の形成に必要な経費が記載されている 5点 イ 具体的な取組やスケジュールと連動しているが、輸出産地の形成に必要な経費の記載が不明瞭 3点 ウ 具体的な取組やスケジュールと連動しておらず、輸出産地の形成に必要な経費の記載が不明瞭 欠格	5	5 3 欠格	
事業効果	6 事業の目標（達成すべき効果）	11 輸出額（実績） 【輸出額の規模】すでに輸出実績がある場合、直近3年のうち年間輸出額の最大金額（サンプル輸出を除く） ア 1億円 ≤ 輸出額 3点 イ 1千万円 ≤ 輸出額 < 1億円 又は、現在、ウに該当するが、具体的引き合い（輸出見込額1,000万円以上）があり、既に具体的商談を進めている。（ウとの重複不可） 2点 ウ 輸出額 < 1千万円 1点 エ 輸出額 0円 0点	3	3 2 1 0	
		12 輸出額（目標） 【輸出額の増加額及び増加率】次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） （1）事業実施計画の最終年度での目標輸出額の増加額 ア 1億円 ≤ 増加額 5点 イ 5千万円 ≤ 増加額 < 1億円 4点 ウ 1千万円 ≤ 増加額 < 5千万円 3点 エ 5百万円 ≤ 増加額 < 1千万円 2点 オ 増加額 < 5百万円 1点 カ 増加額 無し 欠格 （2）事業実施計画における「最終年度における目標輸出額／事業開始前の輸出額」（％） ア 200% ≤ 目標輸出額／事業開始前の輸出額（％） 5点 イ 150% ≤ 目標輸出額／事業開始前の輸出額（％） < 200% 3点 ウ 120% ≤ 目標輸出額／事業開始前の輸出額（％） < 150% 1点 エ 目標輸出額／事業開始前の輸出額（％） < 120% 0点	5	5 4 3 2 1 欠格 5 3 1 0	
		13 国庫補助金額に対する輸出額の増加額及び増加率 輸出額の拡大（輸出額の増加率） ※ 輸出額の差額と補助金額の比率が大きいこと。 ※ 下記の計算式によること。 $\frac{\text{目標年度輸出額} - \text{現状の輸出額}}{\text{差額} \div \text{補助金額（令和6年度）}} = \text{比率（％）}$ ア 200% ≤ 差額 ÷ 補助金額（％） 5点 イ 150% ≤ 差額 ÷ 補助金額（％） < 200% 3点 ウ 120% ≤ 差額 ÷ 補助金額（％） < 150% 1点 エ 差額 ÷ 補助金額（％） < 120% 0点	5	5 3 1 0	

審査項目	事業実施計画の記載場所	評価項目及び配点基準	最大ポイント	採点欄	
				ポイント	
事業効果	9 所得向上に係る効果の目標	14 所得向上の効果 【指標に係る現状の値に対する目標値の増加割合】指標の内容に応じて次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） （１）給与に係る指標を設定した場合の現状値に対する目標値の増加割合 ア 4% ≤ 給与額の増加（%） 3点 イ 2% ≤ 給与額の増加（%） < 4% 2点 ウ 給与額の増加（%） < 2% 1点 エ 給与額の増加（%） 無し 0点 （２）農林漁業者へ支払う仕入単価に係る指標を設定した場合の現状値に対する目標値の増加 ア 1.0 ≤ 輸出向け仕入単価／国内向け仕入単価の増加 3点 イ 0.5 ≤ 輸出向け仕入単価／国内向け仕入単価の増加 < 1.0 2点 ウ 0 ≤ 輸出向け仕入単価／国内向け仕入単価の増加 < 0.5 1点 エ 輸出向け仕入単価／国内向け仕入単価の減少 0点 ただし、輸出向け仕入数量の目標値が現状値を下回って設定されている場合は、単価の状況にかかわらず0点とする。	3	3 2 1 0	
	1 事業実施者に関する事項 8 事業効果・効果の検証方法	15 主体性及び実現性 専門的知見、経験等を有した人的資源が十分確保され、主体的に具体的な目標の設定・成果の実現・成果の効果を検証できる仕組みになっているか。 ア 間接補助事業者の担当に輸出経験がなくとも連携する体制の中にジェトロや地域商社、コンサル等のいずれかが入っており、具体的な目標の設定・成果の実現・成果の効果を検証できる仕組み（PDCAを回せる体制）になっていると判断できる 3点 イ 間接補助事業者の担当に輸出経験がなくとも連携する体制の中にジェトロや地域商社、コンサル等のいずれかが入っているが、具体的な目標の設定・成果の実現・成果の効果を検証できる仕組み（PDCAを回せる体制）になっていると判断し難い 1点 ウ 間接補助事業者の担当に輸出経験がなくとも連携する体制の中にジェトロや地域商社、コンサル等のいずれも記載がない 欠格	3	3 1 欠格	
合計(満点：52点)			52		0

【確認事項】 大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領のうち、輸出産地形成事業計画事業等支援 (第4関係)	○又は ×
1 事業の採択基準（下記（１）～（８）が全て○であることが必須。）	
（１）GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト (https://www.gfpl.maff.go.jp/) に登録していること。	
（２）事業実施計画が、農林水産業全般に関する基本政策及び本事業の目的・趣旨に 沿った内容になっていること。	
（３）事業実施計画が、事業の目的に照らし、事業を確実に遂行する上で、適切なも のであること。	
（４）間接補助事業者が、日本国内に所在し、本事業全体及び交付した交付金の適正な 執行に関し、責任を持つことができる者であること。	
（５）間接補助事業者としての適格性を有すること。	
（６）令和６年度の本事業の間接補助事業者が、令和元年度から令和５年度までの本事業 (※)において、３年間事業実施者となった者ではないこと。 ※令和元年度から令和５年度までの本事業とは、 令和元年度はグローバル産地づくり推進事業実施要領（平成31年３月29日付 け30食産第5397号農林水産省食料産業局長通知）、令和２年度以降はGFPグ ローバル産地づくり推進事業実施要領（令和２年３月31日付け元食産第4759 号農林水産省食料産業局長通知）に基づき実施した事業という。	
（７）間接補助事業者は、早期の輸出の実現に向け、輸出産地サポーターやコンサルタン ト、輸出商社などの輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築している こと。	
（８）事業実施計画に間接補助事業者又は参画事業者の所得効果に係る目標を記載し、そ の検証に応じることができる者であること。	
2 留意事項（×が好ましい）	
（１）産地の戦略（計画）の策定を含まないか、実質的に主眼を置いていない提案	
（２）実質的にプロモーションのみの提案	
（３）産地として戦略的検討がされないまま、認証取得費用や特定の輸出先国を念頭 に置いた残留農薬検査費用の支援が主な提案	
（４）現地販売法人設立や国内販売法人設立のための関連費用の支援が主な提案	
（５）輸出産地化を図る「産地」の地理的範囲や主体を特定・想定できていない提 案、また、産地における生産者との体制が整っていない提案	
（６）規制がある輸出先国向け取組であり、実質的に輸出を行えない提案	

別記様式1（第7の2関係）

番 号
年 月 日

（補助事業者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

大規模輸出産地モデル形成等支援事業に係る事業成果の報告について

大規模輸出産地モデル形成等支援事業実施要領（令和〇年〇月〇日〇輸国第〇〇号農林水産省輸出・国際局長通知）別記2第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

（注）関係書類として別添を添付すること。

別添

1 間接補助事業者

(1) 間接補助事業者の名称

(2) 担当者の役職名及び氏名

(3) 担当者の連絡先

電話：

メールアドレス：

2 事業の目標

3 活動内容

(注) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

4 進捗状況

(1) 目標達成状況

(注) 事業実施の取組に対する達成状況（輸出額）を記載すること。

(2) 目標達成状況の背景（要因分析）

(注) 事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。

5 次年度以降目標達成年度までの活動方針

(注) 上記分析を踏まえた目標達成年度までの活動方針について、具体的に記載すること。